

監修マークについて

(モデル約款・Web サイトガイドライン監修済の証です)

<モデル約款監修マーク>



日本自動車購入協会

モデル約款の趣旨及び内容と比較して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する趣旨及び内容を含む約款であるか否か、モデル約款解説書において、契約書表面に記載すべきとされている事項が記載されているか否かを審査し、モデル約款と同様に、消費者の権利の保護に配慮した約款であると認められる場合、適合した買取事業者にモデル約款監修番号とマークが付与されます。

<Web サイトガイドライン監修マーク>



日本自動車購入協会

一般消費者が車買取査定をインターネット上で申し込む際に、誤解を生むような表記・表現が行われないよう広告表現に関わる「買取事業者による査定サービスにおける消費者トラブル防止措置に関するガイドライン」または「買取事業者紹介サービスに係る消費者トラブル防止に関するガイドライン」に沿った Web サイトの監修を行い、適合した事業者に Web サイトガイドライン監修番号とマークが付与されます。